病院に関する用途判定資料報告書

堺 市 消 防 長 殿 (消防署長)

住 所電話番号氏 名

消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(6)項イ(1)又は(3)の用途判定に関する要件を下記のとおり報告します。

記

防火対象物	所 在 地			
	名 称 (棟名称)			
①許可病床数 (全病床種別の合計)		②延焼抑制体制の計算	③職員数	※判定
		(上段) ①の病床数÷13	(上段) 職員数(宿直勤務者含む)	(A≦BカシつC≦D
(±//1//K	4日 日 日 J	(下段) ①の病床数÷60×2	(下段) 職員数 一 宿直勤務者数	の場合、6 項イ(3))
()床	A ()	В ()	
		・端数は切り上げ ・2に満たない場合は2		□6 項イ(1)
		C ()	D ()	□6 項イ(3)
		・端数は切り上げ(切り上げた値が 奇数となった場合は1を加算) ・2に満たない場合は2		

備考

- 1 特定診療科名を有し、かつ、療養病床又は一般病床を有する場合に提出すること。(同一敷地内に複数棟存する場合は、棟ごとに提出すること。)
- 2 氏名欄は、建物の所有者、占有者又は管理者の氏名を記入すること。
- 3 新築の場合は、予定数を記入すること(③欄に限る。)。
- 4 記載事項に変更がある場合は、法令違反となる可能性があるので消防署に事前相談すること。
- 5 ※印の欄には、記入しないこと。
- 6 用語の定義は次によること。
- (1)「職員」とは、医師、看護師、准看護師、事務職員、助産師、薬剤師、その他病院に勤務する職員で、警備員は含まないこと。
- (2)「職員数」とは、一日の中で最も職員が少ない時間帯に勤務している職員の総数をいう。
- (3)「宿直勤務者」とは、労働基準法施行規則第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行うものをいう。